平成２４年（フ）第１１８４号
大阪府門真市栄町11番12号
債務者　石野　静雄
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１４号
大阪市西成区長橋２丁目５番９号
債務者　磯崎　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２３８号
大阪市淀川区東三国５丁目３番12号
債務者　村治香奈子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５６号
大阪市浪速区日本橋東１丁目５番14号　大阪ハウス203号、前住所大阪市浪速区大国３丁目１番13号　シティハイツ浪速201号
債務者　庄司　**隆**幸
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６２号
大阪府寝屋川市仁和寺町32番４号
債務者　吉田　勝巳
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６３号
大阪府寝屋川市仁和寺町32番４号
債務者　吉田あかり
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６５号
大阪府枚方市山之上西町28番23号
債務者　福田　　昇
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６８号
大阪市旭区新森１丁目７番33―405号
債務者　小田原紀子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３０号
山口県岩国市新港町４丁目７番31号
債務者　瀬村美津恵
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０号
高知県四万十市中村四万十町26番地
債務者　有田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１１号
高知県四万十市中村桜町２番地49
債務者　矢野　　三
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１２号
高知県四万十市中村桜町２番地49
債務者　矢野　圭三
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１３号
高知県四万十市赤松町９番６号
債務者　三浦　敏明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５５号
熊本市下通２丁目７番５―301号、前住所熊本市島崎６丁目２番49号
債務者　森尻　彰一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第８３号
熊本市西原３丁目２番13―107号
債務者　岩下　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１１２号
熊本市龍田４丁目22番14号
債務者　丸山ヱリ子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第５４号
青森市岡造道１丁目４番31号
債務者　花田　忠治
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係